

## 本指針の目的

地方自治法の改正（平成 15 年 9 月 2 日施行）により、公の施設に係る管理の対象を民間事業者等までに範囲を広げた「指定管理者制度」が導入され、民間の能力やノウハウを活用しつつ、町民サービスの向上や行政コストの削減等を図るため同制度の積極的な導入が求められ、本町では、平成 17 年 8 月 31 日に「丸森町の公の施設への指定管理者制度導入指針」を定め、指定管理者制度の導入を進めてきたところである。

本指針は、これまでの「丸森町の公の施設への指定管理者制度導入指針」に変えて、指定管理者制度に関する手続き等の基本的事項を定めるものである。

「公の施設」とは

地方自治法第 244 条に定めるとおり、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するため地方公共団体が設置する施設を言います。

## 第 1 指定管理者制度導入に係る基本方針

### 1 基本的な考え方

公の施設については、これまでの経緯や通念にとらわれることなく、それぞれの施設の設置目的に立ち返り、現在の管理運営状況を点検のうえ、最も望ましい管理形態を選択するものとする。

指定管理者制度は、民間事業者を含む様々な経営能力を持つ団体の中から、公の施設の設置目的を達成するために最も効果的で効率的な管理運営を行える団体を指定するもので、行政改革におけるひとつの有効な手段と言えるため、積極的な導入を推進するものとする。

### 2 指定管理者制度を実施する際の原則

指定管理者制度を実施する際は、次の原則を遵守するものとする。

#### (1) 町民サービスの維持・向上

指定管理者制度は、町民サービスの維持・向上を図るなかで事業の効率化を行うものとする。

#### (2) 官民パートナーシップと適切なリスク分担

指定管理者制度の実施に際しては、官民の対等なパートナーシップの下、施設設置者としての町と実施者としての指定管理者の適切なリスク分担を図るものとする。

(3) 公平・公正な競争条件の確保

指定管理者制度の実施に際しては、事業者間の公平・公正な競争条件を確保するものとする。

(4) 民間活力とノウハウの活用

指定管理者制度は、事業者の経験・知識の活用と創意工夫を可能とするものとする。

(5) 情報の公開

指定管理者制度に係る公の施設、制度、手続等に関する情報は、個人情報に該当するもの、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等を除いて、公開するものとする。

3 町民ニーズへの対応と情報提供、説明責任

指定管理者の導入に際しては、利用者をはじめとする町民ニーズを把握し、及びこれを十分に反映した施設運営の実現に努めるものとする。

また、町民に必要な情報提供を随時行ない、公募を行わない場合には、競争環境の中での選定をしない合理的な理由を明らかにするなど、透明性の確保を図るとともに、説明責任を果たすように努めるものとする。

## 第2 指定管理の対象施設

施設を所管する課（以下「施設所管課」という。）は、次に掲げる公の施設を除き、指定管理者の導入を検討する。検討の結果、導入しないこととした場合は、その理由を明示するものとする。

- (1) 法令等により制約があり制度の導入ができない施設
- (2) 業務の専門性・特殊性等を踏まえ、町が直接管理することが適当と判断される施設
- (3) 概ね5年以内に廃止を予定している施設

## 第3 指定管理者の選定

1 指定管理者の募集

指定管理者の選定については、民間事業者等の知識、能力、経験等を生かすため、公募による選定を原則とする。ただし、次に掲げる理由に該当するときは、公募によらず指定管理者を特定して選定することができるものとする。公募しない場合においては、その理由を明示しなければならない。

- (1) コミュニティ施設その他地域に密着した施設で、当該地域住民が組織する団体等が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進といった効果が期待できる場合

- (2) 当該施設の管理運営を行う団体を設立するために、町が団体の構成員となる者を町民から募集したり、地縁団体等に働きかけを行った結果、設置された団体である場合
- (3) 現指定管理者の実績等を評価し、引き続き指定管理者として選定することが合理的と認められる場合
- (4) 施設の性格及び機能等により公募することが適当でないと認められる場合
- (5) 合理的な理由により、地域の人材または専門的な技術を有する団体を活用しようとする場合
- (6) PFI事業により管理運営を行う施設で、事業者が既に決定しているもの
- (7) 指定管理者による管理を行っている施設に隣接し、当該施設と一体的な管理が適正と判断される施設について、指定管理者を指定する場合
- (8) 公募を行った結果、応募団体がなく、再公募を行う暇がない場合
- (9) 施設の管理運営上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

## 2 募集の方法

指定管理者の募集については、告示や町広報、ホームページ等幅広い手段を活用しながら、施設の詳細な情報を提供するとともに、必要に応じて説明会や現地説明会等を開催するものとする。

## 3 募集期間

指定管理者の公募の期間は、原則として1か月以上とする。ただし、実施までに暇がない等、特別の事情がある場合はこの限りでない。

なお、公募を行わない場合であっても同様の期間を置くものとする。

## 4 指定の単位

指定管理者の指定にあたっては、個々の施設ごとに指定を行うことを原則とする。ただし、複数の施設を同一の指定管理者が管理することが適当と判断される場合は、一括して指定することができるものとする。

## 5 指定管理者募集（申請）要項の作成

指定管理者の募集にあたっては、おおむね次に掲げる項目を基本とした指定管理者募集要項を作成し、明示しなければならない。また、公募しない場合であっても、募集要項に準じた申請要項を作成するものとする。

なお、別に示す「丸森町指定管理者募集（申請）要項（標準例）」を参考に各施設の設置目的、利用形態等を勘案し、作成するものとする。

### (1) 施設の概要

- (2) 業務の範囲
- (3) 管理の基準
- (4) 指定の期間
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 管理に要する費用に関する事項
- (7) 指定管理料に関する事項
- (8) 指定管理者と町のリスク管理及び責任分担に関する事項
- (9) 損害賠償に関する事項
- (10) 保険に関する事項
- (11) 申請資格等に関する事項
- (12) 募集及び選定のスケジュール（非公募の場合もこれに準ずるものとする。）
- (13) 申請手続きに関する事項
- (14) 質問及び回答に関する事項
- (15) 選定等に関する事項
- (16) 指定管理者の指定及び協定に関する事項
- (17) モニタリング及び事業評価に関する事項
- (18) 事業の実施が困難となった場合の措置に関する事項
- (19) 原状回復及び事務引継ぎに関する事項
- (20) その他必要な事項

#### **第4 指定管理者選定の基準及び手続**

##### **1 指定管理者の応募資格**

指定管理者の応募者の資格は、次に掲げる事項を基本とし、各施設の性格や機能等を考慮して個々に定めるものとする。なお、施設の性格や特性等による資格要件を盛り込む際は、いたずらに応募者が制限されないよう合理的な理由を付して慎重に行うものとする。

##### **(1) 必須項目**

- ① 団体であること。（法人格の有無は問わない。また、グループ応募の場合は、グループを代表する団体及び構成団体を定めること等）
- ② 団体に法人町民税等の町税、法人事業税及び法人税等の滞納がないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- ④ 丸森町契約業者指名委員会規程（平成17年丸森町訓令甲第3号。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがない者であること。

- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者であること。
- ⑦ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑧ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者の統制下にある団体でないこと。
- ⑨ 同一の施設に係る応募において、他のグループ（コンソーシアム、SPC など）に属していないこと。

## (2) 任意事項

- ① 丸森町内に住所を有する者で構成されている団体であること。
- ② 丸森町内に事務所又は事業所を置く団体であること。
- ③ 施設を管理するにあたって資格や免許が必要な場合は、その資格等を有していること。
- ④ 指定期間中、施設を安全かつ円滑に管理運営できる団体であること。

## 2 指定管理者の選定基準

指定管理者の候補者の選定にあたっては、次に掲げる事項を基本として、施設の設置目的等に応じた審査基準をあらかじめ設定し、審査項目別に点数を配分するなど総合的な観点から審査し、最も適当と認められる団体を選定するものとする。

- (1) 住民の平等利用の確保が図られること。
- (2) 施設の効用が発揮されるものであること。
- (3) 指定管理者が管理を安定して行う物的・人的・財政的能力があること。
- (4) 管理経費の縮減につながるものであること。
- (5) 施設の運営方針及び業績目標が明確なものであること。
- (6) 利用者アンケート等によるニーズを反映させる事業に係る事項
- (7) その他指定管理者の申請者間の公平性を損なわない範囲において必要な事項

## 3 指定管理者候補者の選定

### (1) 公募・非公募の判断

- ① 指定管理者による施設の管理を行おうとするときは、施設を所管する課長（以下「施設所管課長」という。）は、施設の概要書及び指定管理募

集（申請）要項を作成し、指定管理者候補者選定委員会に公募・非公募の判断を依頼するものとする。

- ② 公募によらずに指定管理者の候補者を選定しようとする場合は、施設の概要書及び指定管理申請要項に加えて、特定の者を指定管理者に選定しようとする理由を明らかにした書類、当該団体の概要書その他必要な書類を作成し、指定管理者候補者選定委員会に判断を依頼するものとする。
- ③ 指定管理者候補者選定委員会は、公募又は非公募の判断をしたときは、町長又は教育委員会に意見を述べるものとする。

## (2) 選定方法

- ① 施設所管課長は募集終了後、申請団体から提出された書類を精査し、必要事項を十分に整理したうえで、指定管理者候補者選定委員会に選定を依頼するものとする。
- ② 指定管理者候補者選定委員会は、本指針に定めた選定基準のほか、施設の設置目的等を考慮して定めた審査基準による審査を行い、最も適切に当該施設の管理を行うことができると認められる者を指定管理者候補者として選定し、町長又は教育委員会に意見を述べるものとする。
- ③ 指定管理者候補者選定委員会は、公募によらず候補者を選定する場合及び申請団体が一団体であった場合においても、本指針に定めた選定基準のほか、施設の設置目的等を考慮して定めた審査基準による審査を行い、町長又は教育委員会に意見を述べるものとする。

## 4 選定対象からの除外

次のいずれかに該当する場合は、指定管理者候補者の選定の対象から除外するものとする。また、指定管理者候補者の決定後に、次のいずれかに該当していたことが判明した場合は、当該決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 複数の事業計画書を提出した場合
- (2) 指定管理者候補者の選定委員に個別に接触した場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (4) 提出受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (5) その他不正な行為があった場合

## 5 選定基準及び選定結果の公表

施設所管課長は、指定管理者の選定に当たっては、町ホームページへの掲載その他の方法により選定基準及び選定の結果を公表するものとする。

## 第5 指定期間

施設区分毎の標準的な指定期間は、次表に掲げるとおりとし、施設所管課長は、指定管理者候補者選定委員会に指定期間について意見を求めるものとする。

施設の区分	標準的な指定期間
貸し館その他施設の管理を主とする施設	3年
町の施策の実施を主とする施設	5年
施設の設置目的、専門性等から5年以下では指定管理者の利点が活かせないと認められる施設	5年を超え10年以下
P F I 事業に係る施設	10年を超える必要期間

## 第6 指定の議決

指定管理者の指定にあたって議決すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
- (2) 指定管理者となる団体の名称
- (3) 指定の期間
- (4) その他必要と思われる事項

## 第7 利用料金制の導入

利用料金制は、指定管理者による効率的な経営に向けた経済的インセンティブの発揮に有効であるほか、会計事務の省力化にもつながることから、施設の性格・設置目的を踏まえて、積極的に導入の検討を行うものとする。

- ※1) 利用料金は指定管理者に帰属する私法上の収入であることから、債権の性格も私法上の債権となるため、利用料金に係る強制徴収、不服申し立て、過料の規定は適用されません。
- 2) 利用料金制度の減免行為は指定管理者の権限としています。

## 第8 指定管理者が管理を行うために必要な経費

### 1 管理経費の賄い方法

指定管理者が施設の管理、運営を行うために必要な経費については、施設の性質、目的に応じて、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 全て利用料金（施設運営に伴う収入を含む。以下同じ。）で賄う。
- (2) 一部を町からの支払われる指定管理料で、残りを利用料金で賄う。
- (3) 全て町から支払われる指定管理料で賄う。

なお、本町では施設の性質や特殊性等及び地域との関わりなどを考慮し、次のような考え方を基本として取り扱うものとする。

- (1) 全て利用料金で賄う施設
  - ① 一定の利用料収入が継続して見込める施設で、維持管理費を確保できる

## 施設

- ② 利用料収入は少額であるが、地区の集会所としての機能が強い施設や地区住民(団体)の利用が殆どである施設のため、地域(団体)で費用を負担し、維持管理を行うことが望ましい施設(地域(団体)へ譲渡可能施設)
  - ③ 利用料が設定されていない公園、遊園地等で地域(団体)が費用を負担し、維持管理することが可能な施設
- (2) 指定管理料と利用料金で賄う施設
- ① 利用料収入が少額かつ不定であるため、維持管理費を確保することが難しい施設
  - ② ある程度利用料収入が見込めるものの不定であるため、維持管理費の全てを確保することが難しい施設
- (3) 全て指定管理料で賄う施設
- 利用料が設定されていない施設或いは利用料金制を取っていない施設

## 2 指定管理料

町から指定管理者に支払われる指定管理料については、施設の適正な管理を行うために必要な経費とし、前年度の利用実績等を勘案して毎年度、「年度協定書」において定めるものとする。

## 3 指定管理料以外の経費

町が、指定管理者に支払う指定管理料とは別に施設の管理、運営を行うための経費を負担する場合は、その経費について協定書、募集(申請)要項等において明らかなものとする。

## 4 指定管理者が管理業務により得る収益

指定管理者が施設の管理、運営を行ったことにより生じた収益については、次に該当する場合は、原則指定管理者の収益とする。ただし、施設の管理運営経費を指定管理料或いは指定管理料と利用料金で賄う場合は、次年度の指定管理料を見直すことも可能であるものとする。

また、指定管理者が得る利益が指定管理者の管理業務と経理の状況から客観的にみてあまりに過大であると認められるような場合には、利用料金の額の見直し、町への納付を含めて適切な対応を図るよう努めるものとする。

- (1) 指定管理者が施設の効率的な運営に努めた結果等により、年度協定書に定めた指定管理料に対して、当該施設の管理に要した経費が下回った場合
- (2) 利用料金制を採用する施設において、利用料金収入が施設の管理に要した経費を上回った場合



## 第9 指定管理者との協定書の締結

### 1 協定書の基本

町が指定管理者との間で締結する協定書は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 施設の管理に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項（利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合に限る。）
- (3) 町が支払うべき施設の管理に要する費用に関する事項
- (4) 指定管理者が施設の管理を行うに当って保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 自治法第244条の2第7項の規定による事業報告に関する事項
- (6) 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他町長が必要と認める事項

### 2 基本協定と年度協定

協定書は、指定期間全体に関する事項については基本協定、指定管理料のように毎年度取り決めるべき事項については年度協定として締結する。

なお、基本協定項目及び年度協定の項目については、別記1「協定項目一覧」を基本として、施設の設置目的や機能等を考慮して個々に定めるものとする。

## 第10 指定管理者が提供する町民サービス水準の評価

町及び指定管理者は、指定管理者が指定施設の設置目的に即した管理運営を行い、公共サービスを適正かつ確実に提供しているか監視・評価を行うため、別に示す「丸森町指定管理者制度モニタリングガイドライン」を基本に各施設の設置目的、利用形態等を勘案し、モニタリングを実施するものとする。

## 第11 指定管理者の情報公開及び個人情報の保護に関する責務

- 1 指定管理者は、丸森町情報公開条例（平成11年丸森町条例第15号）に基づき、当該管理運営業務について情報公開請求がなされたときは、積極的に開示に協力するものとする。
- 2 指定管理者は、管理運営業務の実施に関し取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び丸森町個人情報保護条例（平成17年丸森町条例第7号）その他関係法令を遵守し、個人情報の適正な保護を行うための措置を講ずるものとする。
- 3 町は、情報公開と個人情報保護について、指定管理者が十分理解して管理運営

業務に反映できるように、募集（申請）要項、協定書等に明記するものとする。

## **第 12 情報の公開**

町は、指定管理者の指定手続及び協定書、モニタリングの結果その他指定管理者の施設管理運営等に関する情報等は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報及び団体に係る事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるものなどは非開示とする。

## **第 13 指定取消しの場合等の例外規定**

指定管理者の指定が取り消された場合又は指定管理者の公募を行う公の施設において指定管理者の申し出のなかった場合に備えるため、これらの場合においては、非公募による選定や町が当該公の施設を直接管理するなどの措置を講じるものとする。

## **第 14 施行日**

- 1 この基本指針は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に行う指定管理者の指定に関する事務から適用する。
- 2 丸森町の公の施設への指定管理者制度導入指針（平成17年 8 月31日制定）は、廃止する。

## 協定項目一覧

### ○ 基本協定

基本協定は、指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めるもので、次に掲げる事項を基本として、施設の設置目的や機能等を考慮して個々に定めるものとする。

- 1 協定の趣旨
- 2 指定管理者の意義
- 3 公共性の趣旨の尊重
- 4 管理する施設に関する事項
- 5 指定期間（協定期間）に関する事項
- 6 会計区分
- 7 管理に要する費用に関する事項
- 8 利用（使用）の許可に関する事項
- 9 利用料金（使用料）に関する事項
- 10 休館日及び利用時間に関する事項
- 11 管理の基準及び管理業務の範囲に関する事項
- 12 再委託の制限
- 13 権利譲渡の禁止に関する事項
- 14 事業計画及び事業報告に関する事項
- 15 調査・指示等に関する事項
- 16 管理業務の改善勧告に関する事項
- 17 緊急時及び苦情に対する対応に関する事項
- 18 情報管理に関する事項
- 19 個人情報の保護に関する事項
- 20 情報の公開に関する事項
- 21 施設等の改修に関する事項
- 22 備品等の貸与及び管理に関する事項
- 23 リスク分担に関する事項
- 24 損害賠償等に関する事項
- 25 管理業務の引継ぎ及び原状回復に関する事項
- 26 指定の取消しに関する事項
- 27 協定の解除及び解除等に伴う措置に関する事項
- 28 指定管理料の精算に関する事項
- 29 利用者調査及びモニタリングに関する事項

### 30 その他管理業務の実施にあたって必要な事項

#### ○ 年度協定

基本協定に基づき、当該事業年度ごとに次に掲げる事項を基本として、基本協定の内容等を考慮して個々に定めるものとする。

- 1 年度協定の目的
- 2 業務内容
- 3 協定期間
- 4 指定管理料に関する事項
- 5 その他管理業務の実施にあたって必要な事項

なお、協定書の内容については、別に示す「指定管理者協定書（標準例）」、「指定管理者年度協定書（標準例）」を参考とすること。

指定管理に要する経費賄い方法別施設一覧及び指定期間

1 全て利用料金で賄う施設

① 一定の利用料収入が継続して見込める施設で、維持管理費を確保できる施設

施設 の 名 称	指定期間	備 考
耕野ふるさと交流センター	5年	
不動尊クラインガルテン	5年	
筆甫クラインガルテン	5年	
大内活性化センター	5年	
黒佐野堆肥センター	5年	
筆甫堆肥センター	5年	
峠堆肥センター	5年	
館矢間第一堆肥センター	5年	
館矢間第二堆肥センター	5年	

② 利用料収入は少額であるが、地区の集会所としての機能が強い施設や地区住民(団体)の利用が殆どである施設のため、地域(団体)で費用を負担し、維持管理を行うことが望ましい施設(地域へ譲渡可能施設)

施設 の 名 称	指定期間	備 考
羽出庭農村集落多目的センター	5年	平成23年4月1日無償譲渡
丸森町地場産業センター	5年	平成23年4月1日無償譲渡
竹ノ内林業研修センター	5年	平成23年4月1日無償譲渡
山田林業研修センター	5年	平成23年4月1日無償譲渡
筆甫活性化センター	3年	
大張老人憩の家	3年	平成24年4月1日無償譲渡

③ 利用料が設定されていない公園、遊園地等で地区が費用を負担し、維持管理することが可能な施設

施設 の 名 称	指定期間	備 考
羽出庭農村公園	5年	
青葉旗巻古戦場公園	5年	

## 2 指定管理料と利用料金で賄う施設

- ① 利用料収入が少額かつ不定であるため、維持管理費を確保することが難しい施設

施設 の 名 称	指定期間	備 考
筆甫そば打ち体験館	5年	
観光交流センター	3年	
産業伝承館	3年	
自然ゆうゆう館天水舎	3年	
屋外ホール	3年	
高齢者生産活動センター	5年	
丸森まちづくりセンター及び附属施設	3年	
金山まちづくりセンター	3年	
筆甫まちづくりセンター及び附属施設	3年	
大内まちづくりセンター及び附属施設	3年	
小斎まちづくりセンター	3年	
館矢間まちづくりセンター	3年	
大張まちづくりセンター及び附属施設	3年	
耕野まちづくりセンター及び附属施設	3年	

- ② ある程度利用料収入が見込めるものの不定であるため、維持管理費の全てを確保することが難しい施設

施設 の 名 称	指定期間	備 考
大張児童館	3年	
不動尊公園キャンプ場	3年	
国民宿舎あぶくま荘	3年	
蔵の郷土館齋理屋敷	3年	
町営放牧施設	5年	

## 3 全て指定管理料で賄う施設

- ① 利用料が設定されていない施設或いは利用料金制を取っていない施設

施設 の 名 称	指定期間	備 考
観光物産館	5年	
金山図書館	3年	